



空家等対策の推進に関する協定書



牛 久 市
茨 城 司 法 書 士 会

空家等対策の推進に関する協定書

牛久市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、牛久市内における空家等対策の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携協力して、牛久市内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等対策の推進を図ることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 管理不全な状態 建物が老朽化若しくは台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態、建築材等の飛散により危険が生ずるおそれがある状態、不特定者の侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態又は周辺の住民へ迷惑を与えるおそれのある状態をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、若しくは管理する者（業として行う者を除く。）又は相続する予定の者をいう。

（連携協力内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成のため、次に掲げる連携協力を行う。

- (1) 所有者等から甲に寄せられた空家等の登記、相続等に関する法律手続に関する相談について、甲から乙に対して相談対応の要請があった場合に、乙はその要請に協力すること。
- (2) 甲から所有者等の調査に関する専門的な助言等を求められた場合に、乙はその要請に協力すること。
- (3) 甲が空家等対策のため、財産管理制度を利用する必要が生じた場合に、乙はその要請に協力すること。
- (4) 空家等の問題を改善し、又は未然に防ぐための広報活動について協力すること。
- (5) その他空家等対策事業に関する業務について協力すること。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内に所在する空家等の所有者等から空家等の登記、相続等に関する法的手続について相談を受けた場合は、その内容を調査し、乙に所有者等の相談対応を要請

すること。

- (2) 市広報紙、市公式ホームページその他の方法により乙が行う空家等の業務等の広報に努めること。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 甲から所有者等の調査に関する専門的な助言等を求められた場合において協力すること。
- (2) 乙が前条第1号の規定により甲から要請を受けた場合は、乙の構成員の中から適切な会員（以下「協力会員」という。）を選定し甲に推薦すること。
- (3) 協力会員は、空家等の状況及び所有者等の意向を踏まえた上で、所有者等に対して専門的見地からの適切な助言、提案等を行い、相談内容の解決に努めること。
- (4) 協力会員の業務が完了したときは、協力会員は速やかにその結果を甲に報告すること。

(財産管理制度の利用における連携協力)

第6条 甲は、空家等対策のため、財産管理制度を利用する必要がある場合は、乙に対し、専門的協力を求めることができる。

- 2 前条第2号及び第4号の規定は、前項の場合に準用する。

(事務取扱要領)

第7条 甲は、第4条第1号及び前条に規定された事項について、別に事務取扱要領を定めることができる。この場合において、乙は、第5条第2号の規定により推薦する乙の会員に対し、当該事務取扱要領に従うよう求めるものとする。

- 2 甲は、前項の事務取扱要領を定め、又は改正しようとするときは、乙の意見を求めなければならない。ただし、様式の改正その他の軽微な改正については、この限りでない。

(経費)

第8条 第4条第1号に基づく相談に要する経費は、相談者が負担するものとする。

- 2 甲が乙に対して支弁する第6条の要請にかかる業務に要する費用その他経費等は、その都度甲乙で協議し、決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙及び協力会員は、この協定に基づく業務に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書による何らの意思表示もないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月6日

甲 茨城県牛久市中央3丁目15番地1

牛久市長

根本 洋 玲



乙 茨城県水戸市五軒町一丁目3番16号

茨城司法書士会

会長

藤井 里美

